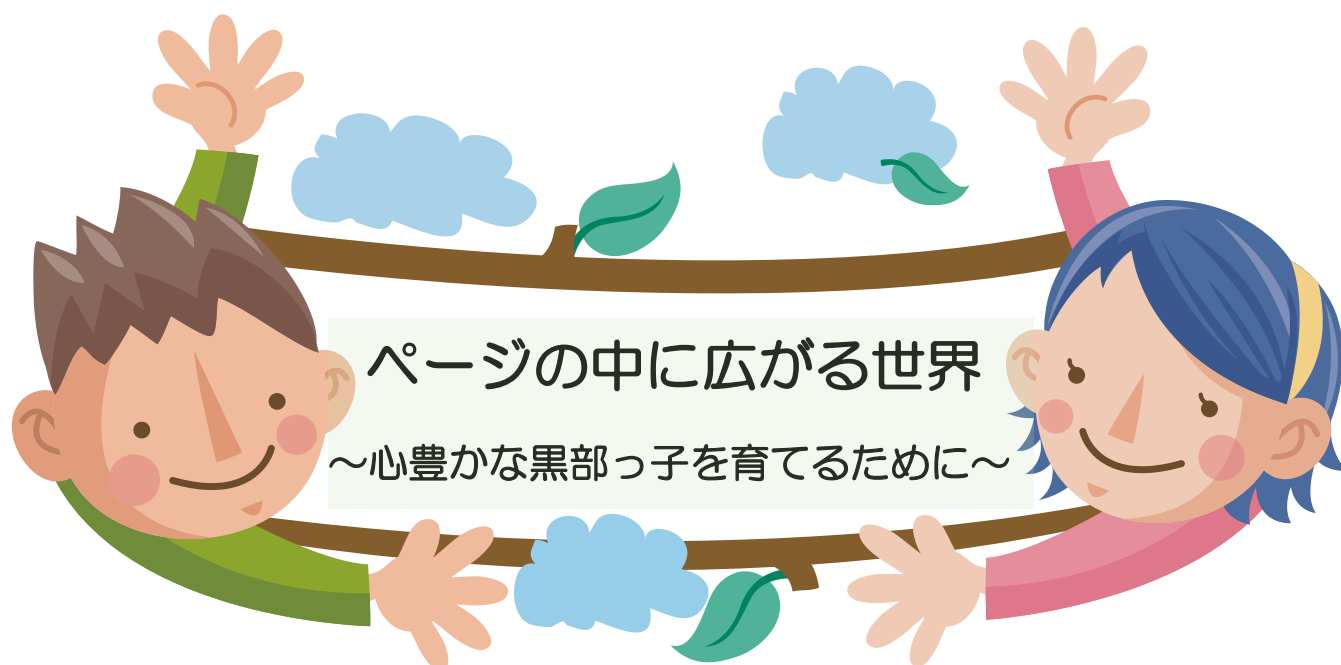


# 第2次 黒部市子ども読書活動推進計画

(2019年度～2023年度)



黒部市教育委員会



—目次—

はじめに	1
第1章 計画の見直しにあたって	2
第2章 第1次計画策定後の取り組み	4
第3章 基本方針	8
第4章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み	
1 家庭における子どもの読書活動の推進	9
2 地域における子どもの読書活動の推進	10
3 図書館における子どもの読書活動の推進	13
4 学校等における子どもの読書活動の推進	18
第5章 計画の推進体制	25
<資料>	
子どもの読書活動の推進に関する法律	27
黒部市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱	29

## はじめに

読書は、親子等で行えるコミュニケーションの一つであるとともに、赤ちゃんから親しむことのできる身近な生涯学習の一つです。読書をすることから、人は創造力・表現力を高める機会を得るとともに心豊かに生きる力を身に付けることができます。

黒部市では、平成 26 年 3 月に「黒部市子ども読書活動推進計画」を策定し、社会全体で子どもたちが自主的に読書活動を行えるような環境づくりや、様々な取り組みを進めてきました。

この間、子どもを取り巻く読書環境は向上してきましたが、近年の情報通信手段の著しい普及や、共働き家庭・核家族の増加は、子どもの読書活動にも大きな影響を与えている可能性があります。

子どもの読書への関心を高めるために、子どもの実態やそれを取り巻く状況の変化を踏まえて現行の計画を見直し、今後さらに取り組みの充実・促進を図ってまいりたいと考えています。

結びに、本計画の見直しにあたり、ご尽力を賜りました「黒部市子ども読書活動推進計画策定会議」の委員の方々をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様方に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

黒部市教育委員会

教育長 国香 正稔

## 第1章 計画の見直しにあたって

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(子どもの読書活動の推進に関する法律第2条)であり、社会全体でその推進を図っていくことが重要です。

子どもにとって、本との出会いは「未知」との出会いでもあります。目に見えないものに対する想像力や思考力、そこから感じ表現する力、学ぶ楽しさや知るよろこび、課題を解決することのできる力を育むものとして、読書は大きな役割を果たします。

黒部市では、平成26年3月に「黒部市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもたちが自主的に読書活動を行えるような環境づくりや、様々な取り組みを進めてきました。

その結果、図書館における児童書の蔵書冊数や貸出数が増加し、学校図書館図書標準を達成している学校数が増加するなど、子どもを取り巻く読書環境は向上してきました。

この度、これまでの取り組みの成果や課題、社会の変化等を踏まえて、計画の見直しを行いました。今後も、家庭、地域、図書館、学校等が連携・協力し、子どもの読書活動をより一層推進するため、「第2次 黒部市子ども読書活動推進計画」を策定します。

<参考>

【国・県の子ども読書活動推進計画に関する動き】(平成30年3月現在)

年 月	国	県
平成13年12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」の公布・施行	
平成14年8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成15年12月		「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成20年3月	第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成21年3月		第二次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成25年5月	第三次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成26年3月		第三次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表
平成30年4月	第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の閣議決定	
平成30年度中		第四次「富山県子ども読書活動推進計画」の策定・公表



## 第2章 第1次計画策定後の取り組み

### 第1次計画期間における主な取り組み

第1次子ども読書活動推進計画に基づき、平成26年度から平成30年度の間に関に次掲げる取り組みを推進しました。

#### 1 家庭・地域における取り組み

##### (1) 子育て支援事業

- ・地域の宝事業※として、ブックスタート※事業を取り入れ、生後6か月までの乳児のいるすべての家庭に対して、誕生祝訪問時に読み聞かせ絵本を贈る取り組みを実施しました。
- ・各種保育サービス等の利用券「子育て応援券」※の利用できる読み聞かせ絵本の対象が拡大され、その利用については、市内におけるサービス総利用件数に対し、絵本購入件数の割合が増加しました。

#### 【子育て応援券 全体の利用件数に対する読み聞かせ絵本の購入割合】

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
12.3%	13.3%	7.8%	10.2%	15.2%

資料：黒部市こども支援課調べ

##### (2) 地域における取り組み

- ・学童保育や子育て支援センターでは、読み聞かせの実施や、図書館からの団体貸出の利用により読書環境を整えました。学童保育では、一斉に読書する

※ **地域の宝事業** 生後6か月までの乳児のいる家庭を地区の民生委員児童委員等が祝い品を持って訪問し、誕生を地区で祝うとともに、出産から育児まで切れ目のない支援・見守り体制を整備する。地区社会福祉協議会が実施。

※ **ブックスタート** 赤ちゃんに絵本をひらく楽しい体験と絵本をプレゼントする活動。市では「地域の宝」誕生祝訪問事業において祝い品とあわせて、対象世帯がリストから選んだ絵本を贈っている。

※ **子育て応援券** 富山県と市町村で、子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、各種保育サービス等の活用のため交付している利用券。

時間を設け、読書カードを作成して多読の表彰をしました。子育て支援センターでは、センターだよりで絵本の紹介を行っているほか、講師を招いて「絵本との出会い」について講座を実施しました。



## 2 図書館における取り組み

### (1) 環境の充実

- ・ 図書資料を手にとりやすい環境づくりのため、ミニコーナーでの展示を充実させました。

- ・ 宇奈月館では、小さい子ども連れの保護者の方にも

気兼ねなく利用してもらえるように、子どもが泣いたり

はしゃいだりすることに配慮した時間帯「あかちゃんタイム」を設けて毎週

火曜と土曜に実施しています。また、授乳やおむつ替えが行えるようベビー

ルームも整備しており、子育て中の保護者が安心して外出できる施設として

「あかちゃんの駅」に指定されました。(平成 27 年度)



### (2) 資料の充実

- ・ 児童書の貸出数が増加しました。(平成 25 年度比 26%増)

#### 【児童書の割合と貸出冊数】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総蔵書数(冊)…①	224,836	233,226	240,666	246,833	247,838
児童書(冊)…②	48,322	51,015	53,700	56,463	56,029
児童書の割合…(②÷①)	21.5%	21.9%	22.3%	22.9%	22.6%
児童書貸出数(冊)	71,062	71,463	80,987	84,772	89,727
子どもへの貸出数(冊)	36,439	38,125	40,787	43,615	46,761
子どもの貸出のべ人数(人)	6,944	7,407	7,547	7,631	8,025

### (3) 読書機会の充実

- ・ 読み聞かせボランティアの会を新たに立ち上げ、毎週土曜午前 10 時に開催



を設定し、読み聞かせ会の開催回数を増やしました。(平成26年度)

【図書館における集会活動状況】

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
おはなし会	回数	11	59	74	64	75
	人数	24	491	576	557	853
こども会	回数	12	12	12	12	12
	人数	248	440	431	319	329
学級・幼・保育所 招待	回数	8	8	22	12	10
	人数	355	236	664	340	335
学校・幼・保育所 訪問	回数	12	12	13	13	12
	人数	250	250	340	340	300

- ・読み聞かせボランティアの研修会を毎年実施しました。
- ・学校や学童保育等への団体貸出が増加しました。



【団体貸出状況】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
団体貸出冊数	9,398	10,057	12,432	12,099	13,714
団体貸出者数	696	813	1,036	964	1,039

(4) 情報の提供

- ・従来からの広報活動に加え、Facebook を開設して読書活動につながる情報の発信を行いました。(平成26年度)

3 学校等における取り組み

(1) 学校における取り組み

- ・蔵書が増加し、「学校図書館図書標準」※の達成校が増加しました。

【市内における学校図書館図書標準の達成校数】 (単位:校)

	平成23年度	平成25年度	平成27年度
小学校	1	0	3
中学校	1	2	3

資料: 文部科学省 学校図書館の現状に関する調査

※ 学校図書館図書標準 文部科学省が定めた、小・中学校図書館における整備すべき蔵書の標準。

- ・学校図書館推進員の名称が学校司書※に変更されました。(平成 29 年度)
- ・学校司書を増員し、派遣頻度を 1 校あたり週 1～2 回から週 2～5 回へ増やしました。

【小・中学校図書館学校司書配置状況】

	平成25年度	平成26・27年度	平成28年度	平成29年度
学校司書数	4	4	4	7
学校司書の勤務形態	4校兼務 4名	3校兼務 2名 4校兼務 2名	3校兼務 3名 4校兼務 1名	1校専任 1名 2校兼務 6名

資料:富山県図書館協会調べ

- ・すべての小・中学校図書室に情報検索用のパソコンを設置しました。

(平成 29 年度)

(2) 保育所・こども園・幼稚園における取り組み

- ・午睡前や降園前、行事の導入時などに日常的に読み聞かせを行いました。
- ・地域のボランティアと連携し読み聞かせ会を行いました。
- ・すべての園において家庭への絵本の貸出を行いました。



※ **学校司書** 平成 26 年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定された。

## 第3章 基本方針

ページの中に広がる世界  
～心豊かな黒部っ子を育てるために～

- (1) 家庭、地域、図書館、学校等を通じた社会全体での読書活動の推進を図ります。
- (2) 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。
- (3) 子どもの読書活動に関する理解・関心の普及を行います。

### <計画期間>

平成31年度から5年間とし、必要に応じて見直します。

### <対象者>

「子どもの読書活動の推進に関する法律」では「子ども」とは概ね18歳以下の者をいいます。本計画でも「子ども」の定義はこれに準じます。

## 第4章 子どもの読書活動推進のための具体的な 取り組み

### 1 家庭における子どもの読書活動の推進

生涯にわたって読書活動が習慣化されるためには、日常の家庭生活の中での取り組みが基本となります。親から子への読み聞かせや周囲の大人が読書習慣をもっていることなど、乳幼児期から身の回りに本がある環境づくりが必要です。

また、乳幼児にとって、語りかけや絵本を通しての触れ合いは、保護者との絆を強め、心の安定をもたらしてくれます。

こうした家庭における子どもの読書の大切さを踏まえ、保護者に対し、子どもの発達段階に応じた図書の紹介を行うとともに、読書に親しみがもてる機会をつくっていきます。さらには、読書から楽しさやよろこびを味わう機会が増えるような取り組みを行っていきます。

#### (1)家庭

##### 【現状と課題】

スマートフォンの普及や、それを活用したSNS※等情報通信手段の多様化、共働き家庭・核家族の増加、塾やスポーツ少年団・部活動、習い事等に関わる時間の増加により、読書を通しての親子の触れ合いが難しくなっています。

##### 【今後の取り組み】

- ▶ 子どもの読書活動の重要性について保護者の理解が一層深まるよう、広報や図書館のホームページ等を通じ、情報発信・啓発を行います。
- ▶ 読み聞かせ会や読書活動に関する広報等を通じて、発達段階に応じた図書についての紹介を行います。

※ SNS (Social Networking Service ソーシャルネットワーキングサービス)  
インターネット上の会員制サービスの一種。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供する。企業や政府機関でも情報発信などに活用される。

## (2) 子育て支援事業

### 【現状】

地域の宝事業として、乳児のいるすべての家庭に対して、誕生祝訪問時に読み聞かせ絵本を贈る取り組みを実施しています。

保育サービス等の利用券「子育て応援券」の利用について、平成 23 年度からは読み聞かせ絵本の購入がサービス内容に加えられています。平成 28 年度の市内におけるサービス総利用件数に対する絵本購入件数の割合は全体の 10.2%、平成 29 年度は 15.2%となっています。

### 【今後の取り組み】

- ▶ 地域の宝事業でブックスタート事業を継続して実施します。
- ▶ 読み聞かせ絵本のための「子育て応援券」の積極的な利用促進に向けて情報提供に努めます。

## 2 地域における子どもの読書活動の推進

地域施設や子どもの集まりの場において、読み聞かせを中心とした活動が行われているほか、図書コーナーが設置されています。しかし、蔵書数や内容については必ずしも十分とはいえない状況にあり、子どもが自然と本に手を伸ばす環境づくりが必要です。

また、子どもが読書に親しむ機会の提供や読書環境の整備については、地域住民やボランティア等の協力が欠かせません。協力が必要とされる場所は、地域の各施設にとどまらず、図書館や学校等、広範囲にわたることから、今後さらに、活動に携わる人材の育成・確保が必要です。ボランティア等と各機関の連携・協力を図り、子どもの読書活動促進により一層努めます。

## (1) 保健センター

### 【現状】

健診時等の待ち時間に、設置された絵本が活用されています。

### 【今後の取り組み】

- 妊娠期からの語りかけや乳幼児期の読み聞かせ等の重要性について理解を深められるよう、育児教室や健診時に、リーフレットや読み聞かせブックリストの配布を行う等、啓発に努めます。

## (2) 児童センター、子育て支援センター

### 【現状】

児童センターや子育て支援センターにおいて定期的に読み聞かせが行われています。また、おたよりで絵本の紹介をしたり、読み聞かせや絵本についての講座を実施したりしています。

### 【今後の取り組み】

- ボランティア等との連携を図りながら、子どもや保護者が読書活動に参加できる機会を増加させていきます。
- 赤ちゃん絵本の団体貸出を活用し、子どもや保護者が絵本に親しむ環境づくりを行います。

## (3) 公民館

### 【現状と課題】

公民館で取り組んでいる「放課後こども教室」では、読み聞かせの活動がされています。また毎月、図書館から新着図書案内の提供を行っています。

各公民館には図書コーナーが設置されているものの、あまり利用されていない状況です。

#### 【今後の取り組み】

- 公民館は、住民が身近に集う場所です。さまざまな事情で図書館へ出向くことができない子どもや保護者が、公民館で読書活動に関する情報を収集できるよう努めます。
- 富山県にゆかりのある本に親しむ機会を設けるため「ふるさと文学巡回文庫」セットの活用を推進します。

### (4)学童保育

#### 【現状】

現在、市内では10か所で学童保育（放課後児童クラブ）の活動が行われています。そこでは、子どもが自由に本を読むことができる図書コーナーが設置され、図書館の団体貸出を利用しています。

#### 【今後の取り組み】

- 読書への関心を高め、子どもが自ら楽しんで本を読むことができるよう、図書の充実に努めます。
- 読み聞かせや団体貸出を活用する等、子どものそばにいつも本がある環境づくりを行います。

### (5)その他、市内文化施設

#### 【現状】

市内文化施設と情報交換を行い、連携した広報活動や関連行事の開催など、協力しながら効果的な事業実施に努めています。

#### 【今後の取り組み】

- 子どもが多く集まる文化施設において、読書活動に関する行事等の開催を促進し、読書の楽しさをPRします。
- 各施設との連携・協力を図ります。

### 3 図書館における子どもの読書活動の推進

現在、「黒部市立図書館」及び「黒部市立図書館宇奈月館」には、あわせて約25万冊の蔵書があり、そのうち児童書蔵書数は約5万6千冊で、全体の約22%を占めています。乳幼児期から読書に親しむ機会を提供するために、今後も魅力ある図書資料の充実に努めます。

また、各館の特色ある蔵書を生かし、図書の相互利用等、協力を綿密に行っていきます。

#### 【黒部市の総人口に対する子どもの割合】

	総人口(人)	子ども(人)	子どもの割合
平成30年3月末現在	41,477	6,600	15.9%

資料:黒部市住民基本台帳

#### 【児童書蔵書数と貸出冊数の実績と数値目標】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成34年度 (2022年度)
児童書(冊)	48,322	51,015	53,700	56,463	56,029	60,000
児童書貸出数(冊)	71,062	71,463	80,987	84,772	89,727	100,000
子どもへの貸出数(冊)	36,439	38,125	40,787	43,615	46,761	55,000
子どもの貸出のべ人数(人)	6,944	7,407	7,547	7,631	8,025	9,000
子どもの人口(人)	6,943	6,900	6,781	6,712	6,600	6,500
子ども一人あたりの児童書貸出冊数(冊)	10.23	10.35	11.94	12.62	13.59	15.38

#### 【市内の子ども一人あたりの児童書貸出冊数の数値目標】

平成29年度 13.6冊 (実績) ⇨ 平成34年度(2022年度) 15.4冊 (目標)

#### (1) 環境の充実

##### 【現状と課題】

「黒部市立図書館」は建設から約45年が経過し、老朽化が顕著な上、手狭となっています。児童書蔵書数は年々増加しており、比較的新しい本でも、数年で書庫へ配置替えせざるを得ない状況です。また、書棚が高く、乳幼児の手の届く場所に絵本等が配置されていません。書棚と書棚の間の通路も狭く、赤ちゃん連れや車いすの方などが余裕をもって通ることができません。



「黒部市立図書館宇奈月館」には、児童室として「おはなしコーナー」と靴をぬいでくつろげる「ねころびコーナー」が設置され、乳幼児がゆったりとした環境の中で絵本を楽しむことができます。同館では、赤ちゃん連れの保護者の方も気兼ねなく利用できるような「あかちゃんタイム」の時間を設けています。

また、インターネットや電子書籍等は情報検索・視聴覚資料として、普及が進んでおり、両館共に情報検索端末機器の整備が必要です。

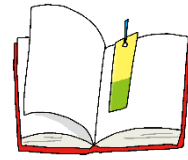
#### 【今後の取り組み】

- 子どもとその保護者がゆっくり本を選び、安心・安全に読書を楽しむことができるように、バリアフリーやユニバーサルデザイン※に配慮した新図書館建設を目指します。
- 乳幼児期から中・高校生までが手にとりやすく、図書資料を読みたいと感じられるような見やすい展示や魅力的な企画を開催します。
- 情報検索端末機器の整備充実に努めます。
- 各種情報通信機能と図書資料のそれぞれの利点を生かし、情報検索の充実に努めます。
- 調べ学習に対するレファレンス※について、パスファインダー※の活用等、適切・丁寧な対応に努めます。
- 図書館では乳幼児及び小・中学生向け等の団体貸出のセット並びに「ふるさと文学巡回文庫」を設けており、地域・学校に対し、さらなる活用への広報を行うほか、学校図書館との連携を図り、読書活動や調べ学習への支援を図ります。

※ **ユニバーサルデザイン** 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設。

※ **レファレンス** 研究や学習のためだけでなく、暮らしの中から出てくる疑問や確認したい事柄、仕事の課題解決に役立つ情報やその探し方などについて、図書館資料等を使って援助すること。

※ **パスファインダー** あるテーマや話題など知りたいことがあるときに、どのように資料をさがしたらよいか紹介した手引き。



## (2) 図書資料の充実

### 【現状と課題】

図書館では、読み聞かせ絵本・紙芝居、文学、課題学習向け図書等、幅広い資料の収集を行っています。また、英語絵本や団体貸出向けに大型絵本・紙芝居の収集にも努めています。

今後も、子どもや保護者が読書活動に親しめるよう様々なニーズに対応した図書資料の充実が求められます。

### 【今後の取り組み】

- ▶ 子どもの発達段階に応じた図書資料の収集及び提供に一層努めます。
- ▶ 読書離れが進む中・高校生に対し、図書館の利用について情報提供・啓発活動に努めます。
- ▶ 学校における総合的な学習や郷土に関する調べ学習を支援するためにテーマに添った資料や新聞の収集に努めます。また、国際化への対応として、外国語の資料の充実を図ります。
- ▶ 視聴覚資料の充実に努めます。
- ▶ 障がいのある子どもへの読書支援を進めます。



## (3) 読書機会の充実

### 【現状と課題】

図書館では乳幼児に対して、本に出会い親しんでもらうきっかけづくりとして、子どもが保護者と一緒に参加する「読み聞かせ会」を行っています。

しかし現状では参加者が少ない会もあることから、子どもにあった内容の設定や読み聞かせ絵本の選書等、工夫が必要です。

## 【図書館における読み聞かせ会 実施状況】

### ○黒部市立図書館（平成30年度）

開催日	団体	対象者	内容
毎月第1木曜日	ボランティア	乳幼児	絵本等の読み聞かせと簡単な工作
毎月第3火曜日	図書館職員	〃	絵本等の読み聞かせ
毎週土曜日	ボランティア	未就学児	絵本等の読み聞かせ (月に1回英語絵本の読み聞かせ)

### ○宇奈月館（平成30年度）

開催日	団体	対象者	内容
毎月第2水曜日	ボランティア	乳幼児	絵本等の読み聞かせ
毎月第3水曜日	図書館職員	学童保育児童	絵本等の読み聞かせ

また、児童センター・ボランティア等への読み聞かせ用の大型絵本や紙芝居などの団体貸出、学校・学童保育・子育て支援センター等への本の団体貸出を行っているほか、学級招待※を通し、読書が身近なものになるよう啓発活動を行っています。

そのほか図書館は、中学生による職業体験「社会に学ぶ14歳の挑戦」の一施設として、図書館の役割・重要性を伝える取り組みを行っています。

子どもの貸出人数については、のべ人数の伸びはあるものの、実人数では減少していることから、新規の利用者を増やすための取り組みが必要です。

## 【今後の取り組み】

(読み聞かせについて)

- 職員やボランティアへの充実した研修を行い、技術力向上を図ります。
- 利用者への情報提供や読み聞かせ会の内容についてのニーズ把握に努めます。
- 出張読み聞かせを積極的に行います。
- 多種多様なニーズにこたえるため各施設やボランティア等との連携を図ります。

※ **学級招待** 学校等のクラス単位で図書館に招き、利用方法の指導や館内見学、貸出体験などを通して、図書館や読書に興味を持ってもらう活動のこと。

(その他)

- 学校及び学童保育、子育て支援センター等、子どもが集う場所への団体貸出の促進を図るとともに、おすすめ本や企画展示の紹介、読み聞かせ会の日程等をお知らせするおたよりの作成・配布を行います。
- 小・中学校及び保育所・こども園・幼稚園に対して、学級招待の積極的な利用を働きかけます。
- 子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（4月23日から5月12日）に合わせた企画展・関連行事の開催及び子ども向けのミニコーナー展示を積極的に行います。

#### (4) 情報の提供

##### 【現状と課題】

図書館では、取り組みについてホームページや広報、ケーブルテレビ等を通じて情報を発信していますが、児童生徒向けの図書資料の案内等を含め、十分に情報が行き渡っているとはいえない状況にあります。

図書館利用者に限らず、子どもや子どもを取り巻く大人が読書に関心をもてるように積極的な情報提供が必要です。

##### 【今後の取り組み】

- 子どもの発達段階に応じて、おすすめ本を紹介するブックリスト等の作成及び配布を行います。
- 子どもが図書に関する情報を自由に調べることができるよう、図書館のホームページの内容を工夫し、読書活動につながる情報の発信を行います。
- 図書館での日々のレファレンスサービスをより一層充実させるとともに、読書相談等へのよりきめ細やかな対応に配慮し、子どもの読みたい・調べたい内容の把握、図書資料の充実に努めます。
- 図書館では、県内外図書館との連携・協力活動として、本の相互貸借等を行っ

ており、その利用促進及び周知を図ります。

- 学級招待を積極的にPRし、図書館の利用の仕方や役割を知る機会を提供します。

## 4 学校等における子どもの読書活動の推進

### (1) 保育所・こども園・幼稚園

保育所・こども園では0歳児から、幼稚園では3歳児から保育・教育活動が行われており、乳幼児がたくさんの絵本や紙芝居等と触れ合える環境の整備がされています。

また、保護者に対し、家庭での読書を推進するために啓発等を行っており、読み聞かせや読書の大切さについて理解を深めてもらえるよう、より一層積極的な情報提供を行っていきます。

#### ① 読み聞かせ活動

##### 【現状】

保育所・こども園・幼稚園において、読み聞かせは乳幼児の「情緒の安定」と「言語」の発達を促進する上で、重要な項目の一つとなっており、市内15のすべての施設で、食事前や午睡前等に日常的に行われています。

##### 【今後の取り組み】

- 子どもの発達段階に応じた絵本や紙芝居等の収集及び提供に一層努めるとともに、図書館の団体貸出についても利用の促進を図ります。
- 子どもが、絵本・紙芝居等に興味をもち、絵や言葉を楽しみながら学ぶ取り組みを行っていきます。
- 家庭・地域との連携を図り、読み聞かせボランティア等の活用を進めます。

## ②環境・機会の充実及び地域との連携

### 【現状】

保育所・こども園・幼稚園は近年、地域への開かれたスペースとしての活動を積極的に行っており、園児・未就園児の分け隔てなく子どもが保護者と自由に本を楽しめる閲覧コーナーの設置や、貸出も積極的に行っています。また、年齢に応じた人気絵本の紹介や読み聞かせの大切さを園・クラスだより等の中で知らせています。さらに絵本や物語を取り入れた紙芝居づくりや劇あそびを行う等、保育内容の充実にも努めています。

### 【保育所・こども園・幼稚園における本の貸出冊数と期限】

(平成29年度)

資料：保育所・こども園・幼稚園へのアンケート

貸出	施設数
ひとり 1冊1日間	1
1冊3日間	3
1冊4日間	1
1冊7日間	3
1冊期限定めなし	1
2冊7日間	5
2冊14日間	1
なし	0
合計	15



<保護者に対する読書啓発事業例> 資料：保育所・こども園・幼稚園へのアンケート

- ・ 年齢に合わせた絵本コーナー作り
- ・ 新刊本、おすすめ本、季節に合わせた本の展示・紹介
- ・ 保護者に向けての読み聞かせ、本の紹介・貸出
- ・ よみきかせ絵本の展示
- ・ 絵本の日の設定

- ・ 園・クラス・絵本だよりの発行
- ・ 子育てサロン（地域住民、未就園児親子等の来所）での読み聞かせ
- ・ 月替わりの絵本展示
- ・ シニアサポーター※による読み聞かせ
- ・ 黒部市立図書館宇奈月館での読み聞かせ会へ参加（保育所クラス単位で）
- ・ 絵本キャラバンの招待

#### 【今後の取り組み】

- 定期的に園・クラスだより等で保護者に読書の大切さを知らせるとともに、地域と密着した活動を通して、子どもが読書を楽しめる環境づくりに努めます。
- 子どもを取り巻く大人への読書啓発・情報提供の充実を図ります。
- ボランティア等と連携しながら、地域ぐるみで子どもの読書活動を支える取り組みを行います。

### (2) 小学校・中学校・高等学校等

平成 30 年 6 月に公益社団法人全国学校図書館協議会が毎日新聞社と共同して実施した「第 64 回学校読書調査」によると、小学 4～6 年生、中学生、高校生の平成 30 年 5 月の 1 か月の平均読書冊数（教科書、マンガ、雑誌などを除く。）は、小学生で 9.8 冊（平成 24 年 10.5 冊）、中学生で 4.3 冊（平成 24 年 4.2 冊）、高校生で 1.3 冊（平成 24 年 1.6 冊）となっており、国をあげての読書指導にもかかわらず、成果が現れてきているとはいえません。

さらに、1 か月に 1 冊も本を読まなかった児童生徒の割合（以下「不読率」という。）は、小学生で 8.1%（平成 24 年 4.5%）、中学生で 15.3%（平成 24 年 16.4%）、高校生で 55.8%（平成 24 年 53.2%）となっており、国が目標とした進捗での改善は図られていません。（平成 29 年度の目標値：小学生は 3%以下、中学生は 12%以下、高校生は 40%以下）

※ シニアサポーター 保育所や児童センターなど地域の身近な施設において活動する登録制のボランティアのこと。

## 【学校読書調査】

### 1か月の平均読書冊数

	平成24年	平成30年
小学生	10.5	9.8
中学生	4.2	4.3
高校生	1.6	1.3

### 不読率(%)

	平成24年	平成30年
小学生	4.5	8.1
中学生	16.4	15.3
高校生	53.2	55.8

資料：第64回学校読書調査

平成26年の学校図書館法の改正により学校司書が法制化され、学校司書への研修等の実施について規定されました。また、新学習指導要領において「学校図書館の計画的な利活用を図り、主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が明記されており、学校図書館の役割はますます重要性を増しています。

### ① 学校への司書教諭及び学校司書の配置

#### 【現状と課題】

市内の12学級以上の小・中学校には、司書教諭※が配置されています。さらに、市内全小・中学校13校に7名の学校司書が配置され、図書館運営の支援を行っていますが、1日あたりの勤務時間が4時間（週5日合計20時間勤務）で、1校専任の1名以外はそれぞれが2校を兼務している状況です。

また、市内の高等学校においても、司書教諭が配置されています。

#### 【今後の取り組み】

- 学校司書について、勤務時間及び勤務回数増加や増員等に努めます。
- 子どもの読書に親しむ機会の増加を図るため、学校司書との連携をより深めます。
- 学校図書館運営を円滑に行うため、学校司書の研修への参加を支援し、技術力向上を図ります。

※ **司書教諭** 学校図書館法第5条の規定に基づく学校図書館の専門的職務に当たる職員で、教諭をもって充てる。平成15年度から12学級以上の学校には必置となっている。



## ②学校図書館の充実

### 【現状と課題】

「各校の学校図書蔵書数の現状」（黒部市教育委員会調べ）によると、「学校図書館図書標準」を達成している市内の学校は、小学校9校中5校、中学校4校中3校となっています。

### 【市内小中学校の学校図書蔵書数の現状】(平成30年8月現在) (単位:校)

	50～75%未満	75～100%未満	達成(100%以上)	合計
小学校	0	4	5	9
中学校	0	1	3	4

資料:黒部市教育委員会調べ

学校図書館は、児童生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たしています。また、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「学習・情報センター」としての機能も合わせもっています。

### 【今後の取り組み】

- すべての小・中学校において「学校図書館図書標準」の達成を目指すとともに図書資料の充実を目的とした魅力ある蔵書の構築に努めます。
- おすすめ本の紹介等、読書に関心がもてるような働きかけを行います。
- 調べ学習への支援に努めます。
- 市立図書館との連携をより一層進め、団体貸出等の利用促進を図ります。
- 情報検索用のパソコンによりインターネットを活用して児童生徒の興味・関心に応える図書情報の提供に努めます。

### ③学校における読書活動及び年間計画

#### 【現状】

小・中学校においては、朝読書や校内一斉の読書活動等がすべての学校において行われています。

また学校図書館では、学校司書やボランティアによる読み聞かせや子どものリクエストに応じた図書の貸出が行われています。

その他、小・中学校においては年度ごとに「教育計画書」の中で図書館教育についての計画が作成されており、学校の全体計画及び学年ごとの指導目標に基づき取り組みを進めています。

#### <各学校の取り組み例>

- ・ 読書普及

ブックマラソン、読書タイム、多読賞の表彰、学年ごとの表彰、各学級での読書目標の設定、児童生徒同士での本の紹介、学校司書や図書委員による読み聞かせ、POPの作成、本のリクエスト

- ・ 読書記録

読書カード、貸出カードを利用した記録、目標冊数の設定

- ・ 行事の開催

読書週間・月間、子ども読書の日（4月23日）での読書活動、図書クイズ、読書感想文・感想画の募集及び発表会など各種集会の実施

- ・ 新聞の活用

新聞コーナーの設置

- ・ 家庭との連携

学校・学年・図書だよりの発行、親子読書推進活動、親子読書週間（夏休み）の実施、「家読（うちどく）」の呼びかけ、家庭で読まなくなった本の収集

・ その他

学校おすすめ 100 冊の紹介、学級文庫の設置、各学年フロアや職員室前の「図書ラウンジ」の設置、長期休業中の貸出、選書アンケートの実施

【今後の取り組み】

- 学校図書館における貸出や読書活動に関する行事を通して、児童生徒の読書への興味・関心を高めます。
- 学習に必要な図書や資料の選択・活用を進めていきます。
- 朝読書や校内一斉の読書活動を継続して行います。
- 親子での読書活動を推進するため、家庭への啓発を行います。
- 家庭・地域との連携を図り、読み聞かせボランティア等の活用を進めます。
- 読書活動に関する行事等を児童生徒が主体的な立場で行えるよう支援します。
- 司書教諭・学校司書に加え、教職員全体が読書活動に理解・関心をもち、指導力の向上を図ります。



## 第5章 計画の推進体制

子どもの読書活動に関する施策を効果的・計画的に推進していくために、家庭、地域、図書館、学校等がそれぞれの役割を果たし、社会全体で共通意識をもった取り組みを行います。

さらに、教員や学校司書、図書館職員、保護者、地域の読み聞かせボランティア等が研究会や研修、情報交換を行うなど、関係機関相互における連携・協力や情報の共有を促進し、必要な体制を整備することで、読書活動のより一層の充実を図ります。

この計画を広く市民に広報し、読書活動の重要性について啓発していきます。また、必要に応じて計画の見直しを行います。

(参照：連携・協力のイメージ図 P26)

# 連携・協力のイメージ

黒部市が一丸となって子どもの読書活動を支えます

## 学童保育

- ・ 閲覧コーナーの充実
- ・ 読み聞かせや団体貸出等の活用



## 公民館

- ・ 閲覧コーナーの充実
- ・ 読み聞かせや団体貸出等の活用
- ・ 読書活動に関する情報の提供



- ## 児童センター・ 子育て支援センター
- ・ 絵本の読み聞かせ会等  
機会の拡大



## 市内文化施設

- ・ 読書啓発への協力

## 保健センター

- ・ 保護者への啓発
- ・ ブックリスト等おすすめ本の紹介



## 子ども 家庭



読書活動への理解と関心

## 保育所・こども園・幼稚園

- ・ 絵本の貸出や  
閲覧コーナーの充実
- ・ 絵本等の読み聞かせ
- ・ 保護者への啓発



## ボランティア

- ・ 本や絵本に親しむ読書活動への支援及び協力
- ・ 読み聞かせの実施

## 図書館

- ・ 見やすい展示や魅力的な企画の実施
- ・ ブックリスト等おすすめ本の紹介
- ・ 団体貸出、学級招待等の実施
- ・ ボランティア等読み聞かせのための研修会の開催



## 小・中学校・高等学校等

- ・ 学校図書館の充実
- ・ 司書教諭及び学校司書の活動促進
- ・ 保護者への啓発
- ・ 読書活動の推進（計画行事の実施）
- ・ 団体貸出等の活用



(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に

関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実を努めること。
- 四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五 子ども健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 黒部市子ども読書活動推進計画策定会議設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、黒部市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、黒部市子ども読書活動推進計画策定会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画策定に係る事項の協議が終了する日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- (1) 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、教育委員会事務局図書館において担当する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

#### (招集の特例)

2 この告示による最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。



## 黒部市子ども読書活動推進計画策定会議委員名簿

### 【委員】

	団 体 等	職 名 等	氏 名
委員長	市図書館協議会	委員長	堀内 國春
副委員長	おはなしたんぽぽ	会長	上坂 次子
委 員	学識経験者	学校司書	得能 千恵子
委 員	市 PTA 連絡協議会	宇奈月中学校 PTA	関口 清浩
委 員	さくら幼稚園 PTA	さくら幼稚園 PTA	菊野 佐知
委 員	市小学校長会	たかせ小学校長	金三津 ひろみ
委 員	市中学校長会	宇奈月中学校長	愛場 幸男
委 員	市保育士会	会長	畠平 晴美

### 【事務局】

#### 市関係課

所 属	職	氏 名
教育委員会	教育長	国香 正稔
教育委員会事務局	教育部長	長田 行正
こども支援課	主幹	佐渡 美保子
学校教育課	班長	齊藤 誠
生涯学習課	課長	島崎 豊

#### 事務担当

所 属	職	氏 名
図書館	館長	川端 左起子
	主幹	中嶋 ひとみ
	主査	内山 香織
	主任	古沢 佳代子
	主事	三谷 美穂

## 第2次 黒部市子ども読書活動推進計画

発行年月 平成31年3月  
編集・発行 黒部市教育委員会  
〒938-8555 黒部市三日市1301番地  
TEL (0765) 54-2111 (代表)